

単価契約仕様書

建設局土木管理部河川整備課

(担当：堤、山根 電話 222-3591)

件名	(単価契約) 産業廃棄物処分業務委託 (排水機場)
形状・寸法	_____
予定数量	27,000 kg (ガラスくず (※)、がれき類以外の産業廃棄物) 1,000 kg (ガラスくず (※)、がれき類)
契約期間	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日
契約条件	(※)「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」を仕様書内では、「ガラスくず」と表記する。 詳細は「令和9年度 (単価契約) 産業廃棄物処分業務委託 (排水機場) 仕様書」による。

令和9年度 (単価契約) 産業廃棄物処分業務委託(排水機場)仕様書

1 業務内容

本業務は、本市が指定する産業廃棄物収集運搬業者(以下、「収集運搬業者」という。)が、搬入する産業廃棄物(ただし、本市建設局が管理する排水機場(ポンプ場)に流着した塵芥等の産業廃棄物のうち、本市が収集運搬業者に引き渡したもの。以下同じ。)を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)及び関係法令に従い、処分を行うものである。

2 契約期間

令和9年4月1日～令和10年3月31日

3 予定数量

- ・ 27,000kg(ガラスくず、がれき類以外の産業廃棄物)
- ・ 1,000kg(ガラスくず、がれき類)

4 用語の定義

本仕様書における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「処分業の許可」とは、廃棄物処理法第14条第6項に定める許可で、当該許可の許可証に記載されている事業の範囲に、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、がれき類が含まれているものをいう。
- (2) 「塵芥等」とは、本市建設局が管理する排水機場(ポンプ場)に流着した塵芥等(汚泥(汚泥が付着した草、水草等を含む)、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、がれき類)をいう。
- (3) 「排水機場(ポンプ場)等」とは、別紙の10排水機場(ポンプ場)をいう。

5 業務受注者の資格条件等

- (1) 本業務を受託しようとする者は、処分業の許可を京都市から受けていること。

6 業務要領

- (1) 本業務受注者は、収集運搬業者が塵芥等を積み込む前に排水機場(ポンプ場)等にて本市職員と共に立会い、塵芥等を確認すること。
- (2) 本業務受注者は、収集運搬業者が搬入する塵芥等を検定証または基準適合証のある計量器にて重量を計量し、その重量を証明する書類を発行すること。
- (3) 産業廃棄物の処分は、5の(1)の許可証に記載された施設において行わなければならない。
- (4) 本業務受注者が当該産業廃棄物中間処理後の残さの最終処分の処分業の許可を有していない場合は、最終処分を当該産業廃棄物の処分業の許可を有している者に委託しなければならない。

7 資格条件等の確認

- (1) 本業務受注者は、契約後直ちに、処分業の許可の許可証の写しを河川整備課に提出すること。

- (2) 本業務受注者は、当該産業廃棄物中間処理後の残さの最終処分を委託する場合は、委託先が有する最終処分の処分業の許可証の写し、並びに当該委託者に処分を委託していることが証明できる文書等（委託契約書の写し等）を河川整備課に提出すること。

8 立入検査

本業務受注者が本仕様書の定めのとおり業務を行っていることを確認するため、本業務受注者敷地内及びその他必要な場所に本市職員が立ち入り、検査ができるものとし、本業務受注者は、これを拒むことができない。

9 報告・提出書類

収集運搬業者が塵芥等の産業廃棄物を搬入するごとに、請求書、完了報告書及びその他指示するものを河川整備課に提出すること。提出書類の様式及び記入方法等については、河川整備課の指示があれば従うこと。

また、当該産業廃棄物が適切に処分されていることを証明するため、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出すること。

10 本業務の履行に伴う損害、事故及び負傷等に関して、京都市は一切の責任を負わない。

11 再委託の禁止

本業務受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、6の(4)の委託は、この限りではない。

12 権利・義務の譲渡の禁止

本業務受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

13 経費負担

本業務の履行に伴う費用は、すべて受注者の負担とする。

14 守秘義務

本業務受注者は、本業務の履行に伴い知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

15 その他特記事項

- (1) 本業務の特徴は浸水防除のための排水機場（ポンプ場）に流着した塵芥等に係るものであり、気象・水象及びダムの放流量によって予定数量が大きく影響を受けるため、本市は、予定数量を保証しない。
- (2) 本契約を解除した場合、処分の完了していない当該産業廃棄物は、搬出元の排水機場（ポンプ場）堆積場まで運搬すること。
- (3) 落札業者は、本委託契約書を交わす際、受注者として仕様書の最終頁にある「産業廃棄物処分受注者記入欄」の項目について必ず記入し、受注者の許可証を添付すること。

また、受注者が中間処理委託の場合は、中間処理の許可証の写しとともに最終処分地の許可証の写しを必ず添付すること。

ただし、最終処分地の許可証の写しを添付できない場合は、契約書を交わす際、「産業廃棄物

処分受注者記入欄」の最終処分地の項目（所在地、処理方法、処理能力等）を必ず記載すること。

- (4) その他、契約書及び仕様書に記載なき事項については、協議による。
- (5) 委託する産業廃棄物の性状等に変更があった場合は、その変更内容及び程度を速やかに書面をもって通知する。

産業廃棄物 処 分 受注者記入欄

受注者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『☐ 許可証のとおり』の欄に☑の記入のみとする。

受注者の許可の事業範囲 (事業の区分)	☐ 許可証のとおり
受注者の取り扱える 廃棄物の種類	☐ 許可証のとおり
受注者が廃棄物の処分等 を行う場所の所在地	☐ 許可証のとおり
受注者が行う処分方法	☐ 許可証のとおり
受注者が行う処分の 施設の処理能力	☐ 許可証のとおり
※ 受注者の委託業務が中間処理の場合 最終処分地について、いずれか選択して☑を記入し、不備のないようにすること。 ☐ 最終処分先の許可証の写しを添付 ☐ 最終処分先を下記のとおり記載	
最終処分先の所在地 ※ 名称・許可番号があれば 必ず記載すること	☐ 許可証のとおり
最終処分先の処理方法	☐ 許可証のとおり
最終処分先の 施設の処理能力	☐ 許可証のとおり

(別紙)

排水機場（ポンプ場）等リスト

単位（kg）

機場名	住所	予定数量 (ガラスくず、が れき類以外の産業 廃棄物)	予定数量 (ガラスくず、が れき類)
洛南排水機場	京都市伏見区横大路千両松町	16,000	800
西羽束師排水機場	京都市伏見区淀樋爪町	4,000	200
小栗栖排水機場	京都市伏見区石田川向	1,000	0
泰長老排水機場	京都市伏見区桃山町泰長老	0	0
三栖排水機場	京都市伏見区葭島金井戸町	0	0
淀排水機場	京都市伏見区淀木津町	0	0
新美豆排水機場	京都市伏見区淀美豆町	1,000	0
納所排水機場	京都市伏見区納所北城堀	2,000	0
新川排水機場	京都市南区久世上久世町	1,000	0
洲崎排水機場	京都市南区上鳥羽塔ノ森東向町	2,000	0
	合計	27,000	1,000

(注) 本業務の特徴は浸水防除のための排水機場（ポンプ場）に流着した塵芥等に係るものであり、気象・水象及びダムの放流量によって予定数量が大きく影響を受けるため、本市は、上記予定数量を保証しない。